

深川市パートナーシップ  
宣誓制度利用の手引き

深 川 市

## もくじ

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ .....	1
2. 宣誓をすることができる方 .....	1
3. 宣誓の流れ .....	2
4. 宣誓に必要なもの .....	3-4
① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 .....	3
② 独身であることを証明する書類 .....	3
③ 本人確認ができる書類 .....	3
④ 通称名の使用を希望する場合 .....	4
⑤ 未成年の子の記載を希望する場合 .....	4
5. 交付書類 .....	4
6. 受領証等の再交付・返還 .....	4-5
① 受領証等の再交付 .....	4
② 受領証等の返還 .....	5
7. 自治体間連携 .....	5
8. Q & A (よくある質問) .....	6-8

# 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

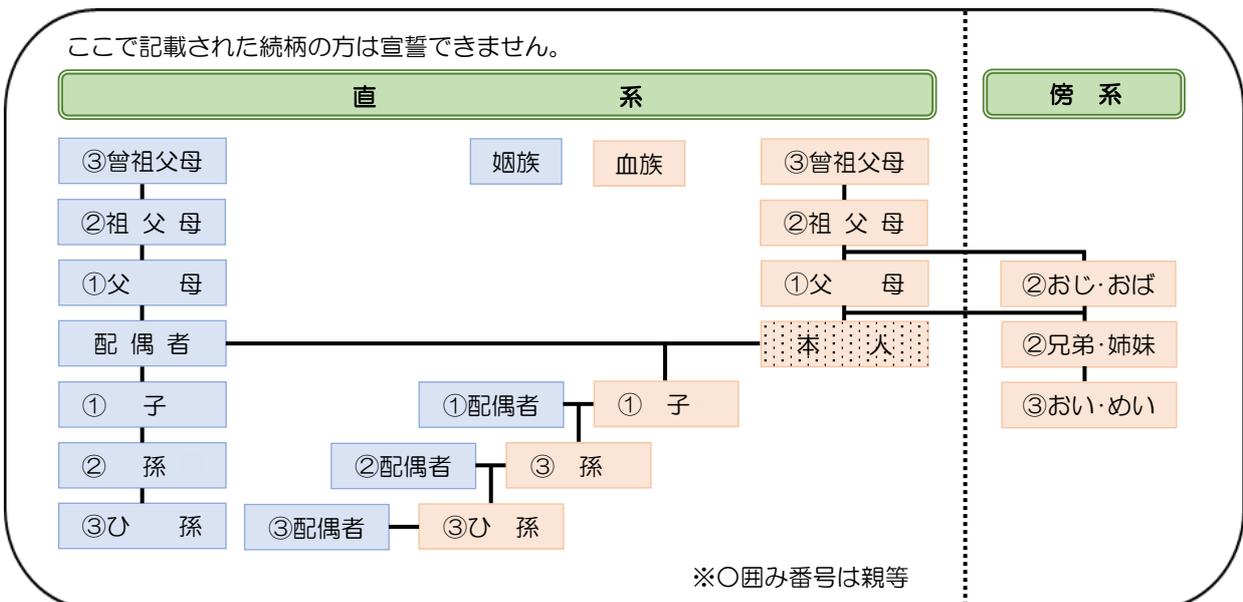
深川市では、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、お二人がともに支え合いながら生きていくことができるよう、価値観や個性の違い、多様性を認めるなど、性的マイノリティ当事者の生き方を応援していくことを目的として「深川市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

このパートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とは異なり、お二人の関係を法的に保護するものではなく、相続や税の控除などはありませんが、市が認めることをきっかけとして偏見の解消、性の多様性への認知について市民や事業者の理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。

## 2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- ② 民法で定める成年に達していること(満18歳以上の方)
- ③ どちらか一方が深川市内に住所がある又は本市への転入を予定していること
- ④ 配偶者(事実婚を含む)がいないこと
- ⑤ 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- ⑥ 当事者同士が近親者(民法に規定する婚姻できない続柄)でないこと。(パートナーシップ関係にある方が養子縁組をしている場合は宣誓することができます)



## 3. 宣誓の流れ

### ① 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則7日前までに(土日、祝日、年末年始を除きます)、電話・Eメールのいずれかの方法で、市民生活課へ宣誓日時の予約をしてください。市と宣誓日時の調整を行います。

予約先：深川市市民福祉部市民生活課

電話0164-26-2123 (平日の8:45~17:15)

E-mail: shimin@city.fukagawa.lg.jp

予約時には以下の項目をお知らせください

1) 宣誓希望日・時間帯(第3希望まで)

2) 宣誓される方の氏名

※未成年の子の記載を希望する、通称名で宣誓したい、外国籍の方が宣誓する場合はそのこともお知らせください。

3) 代表の方の日中連絡先(電話番号またはメールアドレス)

### ② 事前用意

4. 宣誓に必要なもの(3~4ページ)を参照し、ご用意ください。

### ③ パートナーシップの宣誓受付

予約した日時に必要なものをお持ちの上、必ず宣誓を希望するお二人でお越しください。原則、個室で対応いたします。

市職員の立会いのもと、市で用意した「パートナーシップ宣誓書」及び「確認書」をご提出いただきます。また、子どもの記載を希望する場合は「子に関する申立書」にもご記入いただきます。

宣誓終了後、宣誓書(写し)をお渡しし、受領証等の交付日時の調整を行います。交付までには1週間程度かかります

### ④ パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

受領証等交付の予約日時にお二人又はお一人でお越しください。

本人確認書類にて本人確認後、受領証等を交付いたします。

なお、宣誓時に転入予定の方は転入後の住民票の写しを提出してください。住民票の写しを確認後に受領証等をお渡しいたします。

## 4. 宣誓に必要なもの

### ① 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された住民票の写し、又は住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。宣誓するお二人が同じ世帯である場合は2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。また、宣誓と同時に未成年の子の記載を希望する場合は、子どもの情報が記載されたものを提出してください。

個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。(記載があるものは受け取れません)  
本籍地・筆頭者はあってもなくてもかまいません。

(転入予定の方へ)

深川市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類を提示してください。

- 他市町村からの転出証明書
- 賃貸借契約書の写しなど

なお、転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

### ② 独身であることを証明する書類

配偶者がいないことを確認するため、3か月以内に発行された戸籍謄本等を提出してください。

なお、宣誓と同時に子の記載を希望する場合は、子どもも記載された戸籍謄本を提出してください。

外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)を、日本語訳を添付したうえで提出してください。

※ 戸籍謄本(抄本)はお近くの自治体窓口で取得できるほか、本籍地がコンビニ交付に対応している場合には、お近くのコンビニ等でも取得できます(深川市はコンビニ交付に対応済みです)。本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することでわかります。詳しくは、本籍地のある自治体にご相談ください。

### ③ 本人確認ができる書類

<1点でよいもの>

- 運転免許証
- 個人番号カード
- パスポート
- その他(官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証、障がい者手帳など)

<2点必要なもの>

- 健康保険証
- 年金手帳
- 介護保険証
- その他(顔写真付きの社員証、学生証など)

#### ④ 通称名の使用を希望する場合

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された日常生活において通称名を使用していることが分かる書類を提出してください。

- 給与明細書
- 自宅に届いた郵便物2通(消印があり、住民票の住所と一致していること)
- 在学証明書 など

#### ⑤ 未成年の子の記載を希望する場合

未成年の子の名前を受領証や受領証カードに記載を希望するときは、「子に関する届出書」(様式第4号)を提出してください。必要書類は下記のとおりです。

- 子と宣誓者の関係が分かる書類(戸籍謄本)
- 同一世帯(生計を一にしていること)が確認できる書類(住民票の写しまたは住民票記載事項証明書)

※ひとり親家庭に対する各種制度を利用されている場合、制度の対象外となることがあります。

## 5. 交付書類

提出書類の確認後、1週間程度でパートナーシップ宣誓書受領証、受領証カードを交付いたします。お二人又はお一人で本人確認書類を持参のうえお越しください。

## 6. 受領証等の再交付・返還

### ① 受領証等の再交付

紛失や毀損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。毀損や汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。紛失した場合でも、再交付後見つかった場合は速やかに返還してください。

自治体間連携している市区町村から転入してきて、深川市のパートナーシップ宣誓書受領証や受領証カードの交付を希望する場合も、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。その場合、現在お持ちの受領証等の添付が必要です。

#### ■必要書類

本人確認書類(3ページ参照)を必ずお持ちください。本人確認した後、手続きになります。

## ② 受領証等の返還

以下の項目に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

- (ア) パートナーシップ関係を解消したとき
- (イ) 一方が亡くなられたとき
- (ウ) 双方が深川市外に転出したとき(ただし、自治体間連携を締結している自治体へ転出した場合を除く)
- (エ) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

### ■必要書類

本人確認書類(3ページ参照)を必ずお持ちください。

## 7. 自治体間連携

### ○自治体間連携の協定を締結している自治体

(令和6年4月1日連携開始)

札幌市・函館市・苫小牧市・帯広市・江別市・北見市・小樽市・岩見沢市・北斗市  
滝川市・釧路市・室蘭市・旭川市・東神楽町・美瑛町・東川町・鷹栖町・当麻町  
比布町・愛別町

(令和6年7月1日連携開始)

網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町

(令和6年7月26日連携開始)

上川町

(令和6年10月1日連携開始)

北広島市

深川市がパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体に転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」(様式第7号)を深川市に提出することにより、転出入にかかる手続きが簡素化され、深川市の受領証や受領証カードをそのまま使用することができます。

(帯広市へ転出する場合)

帯広市はパートナーシップ制度とあって、「証明制度」か「登録制度」を選択するため、帯広市にて手続きを行います。深川市の受領証等と本人確認書類、印かんを持参してください。

## ■必要書類

本人確認書類(3ページ参照)を必ずお持ちください。

なお、転出先の要件により継続使用ができない場合もあります。

○手続き方法など詳しくは、市民福祉部市民生活課(電話：0164-26-2123 か E-mail: shimin@city.fukagawa.lg.jp)までお問い合わせください。

## 8. Q & A (よくある質問)

### Q1. パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いはなんですか？

婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は深川市が独自で行う制度で、法的効力はありません。

### Q2. 同性のパートナーだけしか宣誓することができませんか？

一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、性別を問わず宣誓できます。

### Q3. 事実婚の二人は宣誓できますか？

性的マイノリティではない方で事実婚の方は宣誓できません。

### Q4. 養子縁組している場合は宣誓できますか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は宣誓できます。

ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」などの近親者間での養子縁組は対象となりません。

### Q5. 同居していないと宣誓できませんか？

宣誓を希望するどちらか一方が深川市内に居住(予定を含む)していれば、同居している必要はありません。

### Q6. パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証等の交付に対する費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは自己負担になります。

### Q7. 通称名を使用できますか？

性別違和など特別な事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、日常生活において客観的に確認できる書類(郵便物、給与明細書などの資料)を宣誓時に提示していただきます。また、受領証等には戸籍名を併記します。

#### **Q 8. 外国籍の人は宣誓できますか？**

外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。婚姻要件具備証明書等の書類については、在日本大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

#### **Q 9. 宣誓する際にプライバシーは守られますか？**

宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応し、担当の市職員のみ立ち会います。また、提出された書類や記載されている内容などの個人情報等について、本人の同意なく外部に情報を提供することはありません。

#### **Q 10. 平日以外の土・日や祝日に宣誓はできますか？**

宣誓は平日(年未年始除く)の受付としております。また、必ずお二人でお越しいただく必要がありますので代理人による宣誓はできません。ただし、特別な事情がある場合は市民生活課(電話：0164-26-2123)までご相談ください。なお、記載することが難しい場合は代筆することができます。

#### **Q 11. 宣誓はどこで行いますか？**

深川市役所本庁舎内で行います。各支所ではできません。

#### **Q 12. 受領証等の再交付はできますか？**

紛失や、汚してしまった場合は「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)を提出いただければ、再交付します。また、氏名の変更等で受領証等の記載事項変更による再交付を希望する場合は、その事実が確認できる書類を添付してください。なお、紛失以外の場合は受領証等を添付してください。

また、自治体間連携している市区町村の受領証等をお持ちの方で、深川市のパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望する場合も、受領証等を添付して、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

#### **Q 13. 市外に転出する場合は手続きが必要ですか？**

お二人が深川市外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」(様式第6号)に受領証等を添付して届出をしてください。

自治体間連携の協定を締結している自治体(道内のパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体)に転出する場合は「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」(様式第7号)を提出することで、返還することなく、パートナーシップ関係を継続することができます。

なお、自治体間連携している帯広市へ転出する場合は、転入先(帯広市)での手続きになります。帯広市から深川市へ転入する場合も転入先(深川市)での手続きになりますので、ご注意ください。転出元の受領証等と本人確認書類を持参して手続きしてください。

**Q14. パートナーと関係を解消した場合の手続きを教えてください。**

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」(様式第5号)に受領証等を添付して届出をしてください。

**Q15. パートナーと法的な関係を構築する方法はありませんか？**

婚姻に類似した関係を構築する方法として公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくはお近くの公証役場にお問い合わせください。

**Q16. 子どもの名前を受領証等に記載出来ますか？**

宣誓者の未成年の実子又は養子を受領証等に記載することができます。希望する場合は、「子に関する届出書」(様式第4号)に子どもが記載されている戸籍謄本と住民票の写しを添付して届出してください。すでに受領証等を交付されている場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)も届出が必要です。

なお、受領証等から子の記載を削除する場合は、再交付となりますので、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第5号)に受領証等を添付し届出をしてください。